

個人住民税（市民税・道民税）等の税額計算について

◎パソコン・スマートフォンから個人住民税の電子申告ができます！

eLTAX から「マイナンバーカード」を利用して個人住民税の申告ができます。

※ 詳細は下記札幌市ホームページもしくは右記コードよりご覧ください。

<札幌市ホームページ> <https://www.city.sapporo.jp/citytax/denshishinkoku.html>



●個人住民税がかからない方

■均等割も所得割もかからない方

- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額※1が135万円以下の方（給与の収入金額では、204.4万円未満）
- 前年の合計所得金額が、次の額以下の方
 - ・扶養親族のない方 45万円
 - ・扶養親族のある方 35万円×家族数（本人十同生計配偶者十扶養親族（年少扶養親族を含む））+31万円

■所得割がかからない方

- 前年の総所得金額等※2が、次の額以下の方
 - ・扶養親族のない方 45万円
 - ・扶養親族のある方 35万円×家族数（本人十同生計配偶者十扶養親族（年少扶養親族を含む））+42万円

※1 合計所得金額……損失の繰越控除前の総所得金額等

※2 総所得金額等……総所得金額、山林所得金額、土地建物・株式等の譲渡所得金額などの合計額

●税額の算出方法

- ・均等割額 市民税：3,000円 道民税：1,000円
- ・所得割額 課税所得金額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率（市民税：8%、道民税：2%）－税額控除額
- ・森林環境税（国税）1,000円

1. 所得金額

所 得 の 種 類		所 得 金 額 の 求 め 方
営 業 等	卸売業、小売業、製造業、飲食業、各種外交員などの個人事業から生じる所得	
農 業	農産物の生産、果樹などの栽培、養豚、養鶏などの事業から生じる所得	収入金額 - 必要経費 = 所得金額
不 動 产	地代、家賃などの所得	
利 子	公社債、預貯金などの利子	収入金額 = 所得金額
配 当	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子 = 所得金額
給 与	給与、賞与、賃金など	収入金額 - 給与所得控除額 = 所得金額 ※ 実際の算出は、下記表1及び表3を使用して求めてください。
公 的 年 金 等	厚生年金、国民年金、恩給など	収入金額 - 公的年金等控除額 = 公的年金等の雑所得の金額 ※ 実際の算出は、下記表2を使用して求めてください。
業 务	副業に係る収入のうち當利を目的とした継続的なもの	収入金額 - 必要経費 = 業務雑所得の金額
其 他	講演料、原稿料、謝金など	収入金額 - 必要経費 = その他雑所得の金額
総 合 譲 渡	車両、機械、借地権、ゴルフ会員権などの譲渡による所得	
一 時	賞金、懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金など一時的な所得	各市税事務所市民税係までお問い合わせください。

◎ 山林の売却、土地、建物や株式などの譲渡による所得及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得のある方は、各市税事務所市民税係へお問い合わせください。

●給与所得の算出方法（表1）

給与収入(A)	給与所得(C)
~ 650,999	0 円
651,000 ~ 1,899,999	A - 650,000
1,900,000 ~ 3,599,999	B(※1)×2.8 - 80,000
3,600,000 ~ 6,599,999	B(※1)×3.2 - 440,000
6,600,000 ~ 8,499,999	A×0.9 - 1,100,000
8,500,000 ~	A - 1,950,000

※1 B=A÷4(千円未満端数切捨て)

●年金所得（雑所得）の算出方法（表2）

年金収入(D)	公的年金等の雑所得(E)(※2)
65歳未満の方(昭和36年1月2日以後に生まれた方)	
~ 600,000	0 円
600,001 ~ 1,300,000	D - 600,000
1,300,001 ~ 4,100,000	D×0.75 - 275,000
4,100,001 ~ 7,700,000	D×0.85 - 685,000
7,700,001 ~ 10,000,000	D×0.95 - 1,455,000
10,000,001 ~	D - 1,955,000
65歳以上の方(昭和36年1月1日以前に生まれた方)	
~ 1,100,000	0 円
1,100,001 ~ 3,300,000	D - 1,100,000
3,300,001 ~ 4,100,000	D×0.75 - 275,000
4,100,001 ~ 7,700,000	D×0.85 - 685,000
7,700,001 ~ 10,000,000	D×0.95 - 1,455,000
10,000,001 ~	D - 1,955,000

※2 公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下、

2,000万円超の場合に、公的年金等の雑所得がそれぞれ10万円、20万円引き上がります。

●所得金額調整控除の算出方法（表3）

下記に該当する場合は表1で算出した給与所得金額から以下の控除額を差し引きます。	
子ども・特別障害者等を有する場合	給与所得と年金等の雑所得の双方を有する場合
要件	給与所得が850万円超、かつ、次のa-cのいずれかを満たす場合。 a:本人が特別障害者に該当する b:年齢23歳未満の扶養親族を有する c:特別障害者である同生計配偶者又は、扶養親族を有する
控除額	(給与収入(A)-8,500,000)×10% ※ Aが1,000万円以上の場合、Aは1,000万円とします。 ※ 控除上限額15万円
	{給与所得(C) +公的年金等の雑所得(E)} -100,000 ※ Cが10万円以上の場合、Cは10万円とします。 ※ Eが10万円以上の場合、Eは10万円とします。 ※ 控除上限額10万円

種類	要件	控除額		
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療制度に係る保険料及び介護保険料など)を支払った場合	実際に支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金又は企業型年金加入者掛金を支払った場合	実際に支払った金額		
生命保険料控除	前年中に生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合	新契約(※1)に係る保険料を支払った場合 ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 ④~⑤のそれぞれについて、以下のとおり算出します。 ●12,000円まで…支払った保険料全額 ●12,000円を超える場合…支払った保険料×1/2 + 6,000円 ●32,000円を超える場合…支払った保険料×1/4 + 14,000円 ●56,000円を超える場合…28,000円	旧契約(※1)に係る保険料を支払った場合 ④一般生命保険料 ⑤個人年金保険料 ●15,000円まで…支払った保険料全額 ●15,000円を超える場合…支払った保険料×1/2 + 7,500円 ●40,000円を超える場合…支払った保険料×1/4 + 17,500円 ●70,000円を超える場合…35,000円	生命保険料控除額(限度額7万円) 一般生命保険料適用分 ①+④の適用額計(※2) + 個人年金保険料適用分 ②+⑤の適用額計(※2) + 介護医療保険料適用分 ③の適用額
		※1 平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等を新契約、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等を旧契約といいます。 ※2 新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合は、新契約に係る適用額と旧契約に係る適用額を合計して計算しますが、適用限度額は28,000円となります。 ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約に係る適用額のみで計算します。		
		① 地震保険料のみを支払った場合 支払った保険料×1/2 (控除限度額25,000円)	② 旧長期損害保険料のみを支払った場合 ●5,000円まで…支払った保険料全額 ●5,000円を超える場合…支払った保険料×1/2 + 2,500円 ●15,000円を超える場合…10,000円	③ 両方を支払った場合 (限度額25,000円) 地震保険料について ①で求めた金額 + 旧長期損害保険料について②で求めた金額
		※ 地震保険料とは、本人や本人と生計を一にする親族の有する住宅や家財などを保険又は共済の目的としているもので、地震などを原因とする火災・損壊などに基にして保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震保険部分の保険料又は掛金をいいます。 ※ 旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日以前に締結された損害保険契約等のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のものについての損害保険料等をいいます。		
		①夫と死別して(又は生死不明)その後婚姻していない方で、以下の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ②夫と離婚した後婚姻していない方で、以下の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・前年の総所得金額等が58万円以下の子以外の扶養親族を有すること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		26万円
		寡婦 ひとり親 現に婚姻していない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、以下の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有すること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		30万円
勤労学生控除	本人が学生で前年の合計所得金額が85万円以下、かつ、給与所得等(自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得)以外の所得金額が10万円以下の場合	26万円		
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族(年少扶養親族を含む)が障害者の場合	障害者1人につき26万円(特別障害者は30万円) 同居している同一生計配偶者又は扶養親族(年少扶養親族を含む)が特別障害者の場合は、1人につき23万円加算されます(控除額は53万円)。 ※ 障害者とは、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などを交付された方又は中度・軽度の知的障害者の方などをいいます。また、特別障害者とは、障害者のうち、身体障害者手帳に記載されている障害等級が1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の方、重度の知的障害者の方などをいいます。		
配偶者控除	生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円(給与所得又は内職による所得等のみの場合、収入金額123万円)以下の場合 ※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用はありません。	納税者本人の合計所得金額 900万円以下 一般配偶者(70歳未満) ※ 昭和31.1.2以降に生まれた方 老人配偶者(70歳以上) ※ 昭和31.1.以前に生まれた方	900万円超 950万円以下 22万円 11万円	900万円超 950万円以下 22万円 11万円
			38万円	26万円 13万円
配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合 ※ 配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。 ※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者特別控除の適用はありません。	配偶者の合計所得金額 (以上) ~ 580,000 580,001 ~ 950,000 950,001 ~ 1,000,000 1,000,001 ~ 1,050,000 1,050,001 ~ 1,100,000 1,100,001 ~ 1,150,000 1,150,001 ~ 1,200,000 1,200,001 ~ 1,250,000 1,250,001 ~ 1,300,000 1,300,001 ~ 1,330,000 1,330,001 ~	納税者本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円以下 0 33万円 33万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 8万円 4万円 3万円 0	
			0 22万円 22万円 21万円 18万円 14万円 11万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 0	

扶養控除	生計を一にする親族の前年の合計所得金額が58万円(給与所得又は内職による所得等のみの場合、収入金額123万円)以下の場合	扶養親族が ①一般的な場合(扶養控除) ※ 年齢16歳~18歳(平成19.1.2~平成22.1.1に生まれた方) 年齢23歳~69歳(昭和31.1.2~平成15.1.1に生まれた方) ②年齢19歳~22歳(平成15.1.2~平成19.1.1に生まれた方)の場合(特定扶養控除) ③年齢70歳以上(昭和31.1.1以前に生まれた方)の場合(老人扶養控除) ④年齢70歳以上の方で、同居している父母等の場合(同居老親等扶養控除)	33万円 45万円 38万円 45万円
		【特定親族】 生計を一にする年齢19~22歳の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で合計所得金額が58万円超123万円以下の方	
		※ 特定親族の合計所得金額が58万円以下の場合、特定親族特別控除の適用はありません。	
		特定親族の合計所得金額 (以上) ~ 580,000 0 580,001 ~ 950,000 45万円 950,001 ~ 1,000,000 41万円 1,000,001 ~ 1,050,000 31万円 1,050,001 ~ 1,100,000 21万円 1,100,001 ~ 1,150,000 11万円 1,150,001 ~ 1,200,000 6万円 1,200,001 ~ 1,230,000 3万円 1,230,001 ~ 0	特定親族特別控除額 (以下)
		①前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合 ②前年の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 ③前年の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 ④前年の合計所得金額が2,500万円超	43万円 29万円 15万円 適用なし
基礎控除	前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税者	損失の金額=保険金などで補てんされた金額=A ①Aの金額-(総所得金額等×10%) ②Aの金額のうち災害関連支出の金額-5万円	】①と②いずれか多い方の金額
医療費控除	①前年中に医療費を支払った場合	(支払った医療費)-(保険金等で補てんされる金額)-(総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない額) 【医療費控除計算明細書】 (控除限度額200万円)	
	②前年中に特定一般用医薬品等を購入した場合	(特定一般用医薬品等の購入代金)-(保険金等で補てんされる金額)-(12,000円) 【セルフメディケーション税制計算明細書】 (控除限度額88,000円)	
	※ ①と②のどちらか一方の適用を受ける場合は、もう一方の適用を受けることはできません。		
	※ 申告書に「医療費控除計算明細書」又は「セルフメディケーション税制計算明細書」の添付が必要になります。 ※ 領収書の添付又は提示のみでは申告をお受けすることができませんのでご留意ください。		

※ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除及び所得金額調整控除の適用については、令和7年12月31日現在の状況によって判定します。ただし、親族などが前年中に既に死亡している場合は、その死亡時の現況によって判定します。

3. 市・道民税額の計算

●税額控除 ※下記以外の税額控除がある場合は、各市税事務所市民税係へお問い合わせください。

(1)調整控除

平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲に伴い生じる人的控除差額に起因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額が控除されます。

※ 表中の⑩とは、4ページの計算表(「★あなたの税額を計算してみましょう」)にて算出する値です。

※ 合計所得金額が2,500万円超の場合、適用はありません。

区分	あなたの場合	
	市民税	道民税
人の控除額の差額の合計 右表「人の控除差額表」差額の合計(★)	(A)	
●課税所得金額⑩が200万円以下の場合		
【市民税調整控除額】 (A)と⑩のいずれか少ない金額×4%		
【道民税調整控除額】 (A)と⑩のいずれか少ない金額×1%		
●課税所得金額⑩が200万円超の場合		
【市民税調整控除額】 {(A)-(⑩-200万円)} (上記金額が5万円未満の場合は5万円)×4%		
【道民税調整控除額】 {(A)-(⑩-200万円)} (上記金額が5万円未満の場合は5万円)×1%		

(2)配当控除

株式等の配当所得があるときは、その金額に右表の率を乗じた金額(1円未満切上げ)が算出税額から控除されます。ただし、上場株式等の配当について申告分離課税を選択した場合は、配当控除を受けることができません。

<所得税と住民税の人的控除差額表>

所得控除	所得税	住民税	差額	人数	
寡婦控除	27万円	26万円	1万円	人	
ひとり親控除	本人が女性	35万円	30万円	5万円	人
	本人が男性	35万円	30万円	1万円	人
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円	人	
	普通障害者	27万円	26万円	1万円	人
障害者控除	特別障害者	40万円	30万円	10万円	人
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円	人
一般 配偶者 控除	本人の合計所得金額 900万円以下	38万円	33万円	5万円	人
	900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円	人
	950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円	人
老人 配偶者	本人の合計所得金額 900万円以下	48万円	38万円	10万円	人
	900万円超950万円以下	32万円	26万円	6万円	人
	950万円超1,000万円以下	16万円	13万円	3万円	人
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円	人
	特定扶養	63万円	45万円	18万円	人
	老人扶養	48万円	38万円	10万円	人
	同居老親等	58万円	45万円	13万円	人
基礎控除	本人の合計所得金額 2,400万円以下	48万円	43万円	5万円	人
	2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円	5万円	人
	2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円	5万円	人
	2,500万円超			適用なし	
	合計(★)				円

※ ひとり親控除で本人が男性の場合における人的控除の差額は、所得税と住民税の差額ではなく、上記のとおりとなります。

※ 配偶者特別控除及び特定親族特別控除については、調整控除の計算において人的控除の差額を考慮する必要はありません。

※ 基礎控除の人的控除差額は所得税と住民税の差額ではなく、それぞれ上記のとおりとなります。

種類	課税総所得金額 1,000万円以下の部分に 含まれる配当所得の金額	1,000万円を超える部分に 含まれる配当所得の金額		
	市民税	道民税	市民税	道民税
利益の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%
	外貨建等証券 投資信託	0.56%	0.14%	0.28%
				0.07%

(3)住宅借入金等特別税額控除

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額がある方については、右表の方法により算出したBとCのいずれか少ない金額が個人住民税から控除されます。

※1 課税総所得金額等とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税総所得金額は含まれません。

※2 居住年が平成26年4月～令和3年12月の場合、7%を乗じます（控除上限額：136,500円）。

区分		あなたの場合	
		市民税	道民税
所得税で控除しきれない 住宅借入金等特別税額控除額		(B)	
所得税の課税総所得金額等(※1) ×5%の額(※2) (控除上限額: 97,500円)		(C)	
【住民税の住宅借入金等特別税額控除額】 (B)(C)のいずれか少ない金額)		(D)	
【市民税の住宅借入金等特別税額控除額】 (D)×4/5		(E)	
【道民税の住宅借入金等特別税額控除額】 (D)×1/5		(F)	

(4)寄附金税額控除

所得税の控除対象となる寄附金で、個人住民税の控除対象寄附金に該当する場合、個人住民税の所得割から控除されます。

※ 表中の⑩、⑩、⑩、⑩はページ下部の計算表にて算出する値です。

※ Aは、3ページ「3.市・道民税額の計算」の(1)にて算出する値です。

<特例控除分の控除率表>

⑩ - (A)	控除率
195万円以下	100分の84.895
195万円超 330万円以下	100分の79.79
330万円超 695万円以下	100分の69.58
695万円超 900万円以下	100分の66.517
900万円超 1,800万円以下	100分の56.307
1,800万円超 4,000万円以下	100分の49.16
4,000万円超	100分の44.055

区分		あなたの場合	
		市民税	道民税
市民税の控除対象となる寄附金額 (⑩×3/10の額と実際の寄附額の いずれか少ない金額)	(G)		
道民税の控除対象となる寄附金額 (⑩×3/10の額と実際の寄附額の いずれか少ない金額)	(H)		
【基本控除額】 市民税((G)-2,000円)×8% 道民税((H)-2,000円)×2%	(I)		
都道府県、市区町村に対する 寄附金額の合計額	(J)		
((J)-2,000円)×控除率 ×控除割合(市民税4/5、道民税1/5) (控除率は左表より)	(K)		
【特例控除額】 (⑩ - ⑩)×2/10の額と (K)の額のいずれか少ない金額	(L)		
寄附金税額控除額 (I)+(L)	(M)		

(5)配当割・株式等譲渡所得割額控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額が特別徴収された配当等所得を申告した場合、特別徴収されている配当割額又は株式等譲渡所得割額が右表のとおり控除されます。

道民税配当割額	(N)	市民税	道民税
(N)×3/5(1円未満切捨て) (市民税配当割額控除額)			
(N)×2/5(1円未満切上げ) (道民税配当割額控除額)			

★あなたの税額を計算してみましょう

区分	計算例	あなたの場合
営業等	①	
農業	②	
不動産	③ 100,000	
利子	④	
配当	⑤	
給与【収入金額】	⑥ 1,220,000[2,000,000]	
公的年金等【収入金額】	⑦ 600,000[1,700,000]	
業務	⑧	
その他	⑨	
合計	⑩ 600,000	
総合譲渡一時	⑪	
総所得金額(①～⑪の計)	⑫ 1,920,000	
社会保険料控除	⑬ 300,000	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮ 70,000	
地震保険料控除	⑯ 10,000	
専婦ひとり親控除	⑰⑱	
勤労学生・障害者控除	⑲⑳ 300,000	
配偶者(特別)控除	㉑㉒ 330,000	
扶養控除	㉓	
特定親族特別控除	㉔	
基礎控除	㉕ 430,000	
㉖～㉗までの計	㉘ 1,440,000	
雑損控除	㉙	
医療費控除	㉚ 60,000	
所得控除計(㉖+㉗+㉙)	㉛ 1,500,000	
課税総所得金額(⑫-㉛)	㉜ 420,000	

区分	市民税	道民税	市民税	道民税
課税所得金額×税率 (⑩×市民税8%、道民税2%)	㉜ 33,600	8,400		
調整控除額	㉝ 8,000	2,000		
配当控除額	㉞			
住宅借入金等特別税額控除額	㉟			
寄附金税額控除額	㉟ 5,760	1,440		
差引所得割額	㉟ 19,840	4,960		
所得割額	㉟ 19,800	4,900		
均等割額	㉟ 3,000	1,000		
森林環境税額	㉟ 1,000			
市民税・道民税・森林環境税合計税額(㉜+㉟+㉟)		29,700		

㉖: 1,000円未満切捨て

㉗㉙: 3ページより

㉜㉟: 4ページより

㉚: 100円未満切捨